

第4回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第72号 平成20年度かすみ
がうら市一般会計補正予算（第
4号）

反対討論

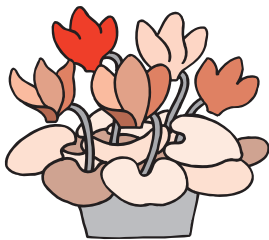
霞ヶ浦庁舎建設の是非は住民投票で問うべきだというのが基本的な立場ですが、何よりも霞ヶ浦庁舎が建設されれば、無駄と無理が固定化され、何のための合併だったのかということがあります。「かすみがうら市を元気にする会」のアンケート結果からも、市民の多くの声は、あじさい館を活用して支所として位置付けることを望んでおり、現有施設の活用を求めているのではないのでしょうか。箱物建設は税金の無駄遣いだとの批判する市民の声は強まるばかりであります。アメリカ発の金融危機によって、世界的同時不況という深刻な景気悪化で雇用の不安の中、当市においては庁舎建設よりも住民の暮らしを守り、福祉を増進する緊急な対策こそが、今、求められているのではないのでしょうか。今議会での一般会計補正予算

に、霞ヶ浦庁舎建設事業費を計上したことは、何が何でも庁舎建設は強行するという市長の意思を表したものと考えますが、執行部は市民からの批判や疑問の声が高まらないうちに、多数で押し切ろうという意図は明らかであります。特に、12月議会に9億円もの継続費を駆け込み的に計上するとは、まさに異常な措置であると言わざるを得ません。霞ヶ浦庁舎建設事業は合理的な行財政運営の観点から逆行するものであり、当市の財政状況からすれば安易に借入金に依存して事業を進めるべきではありません。不用不急な事業は止めるべきであります。市民に対して建設の是非を問わず、市民の十分なコンセンサス、合意を得ないまま建設を強行することは、後々まで禍根を残すものであり、今回の補正予算に反対するものです。

賛成討論

霞ヶ浦地区住民待望の庁舎建設費計上のほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金、保育所入所委託経費、更には環境対策として浄化槽設置補助金や、中小企業対策としての利子補給補助金の計上などがされており、市民生活に十分配慮した予算と考えます。

霞ヶ浦庁舎建設に対する反対意見も見受けられますが、現在の庁舎は建築後50年以上が経過しており、老朽化も進み、耐震の観点からも建て替えの時期にきていると考えます。建設に当たっては、これまで建設審議会や議会においても、様々な角度から審議・検討され、それらの意見を踏まえて、執行部としても規模や建設費の見直し等を行ってきた経過があります。この上は早期に整備し、地域住民のサービスの拠点として幅広く活用できるよう、そして、大和田バイパスの通過とあいまって地域活性化に繋がればと考えております。執行部におかれましては、市民への行政サービスの更なる向上や、施設運営に当たってコスト削減を十分に念頭に入れて、運営方策を検討していただきたいと思っています。霞ヶ浦地区の行政拠点として、大きな役割を期待するものです。



○議案第73号 平成20年度かすみ
がうら市国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）

反対討論

歳出において、後期高齢者支援金等の負担金を増額補正するものです。その内容は、支援金を12箇月で計算するところを、勘違いで11箇月で計算したということですから。今年度、国保税を大幅に引き上げましたが、この支援金分をそっくりそのまま上乗せして引き上げたものでした。市は、この支援金を引上げる理由・根拠にして加入者に広報していましたが、私は後期高齢者医療制度による支援金の導入は国保全体では財政負担を軽くすると指摘して、相殺すれば引き上げの根拠にならないと主張してきました。今回の補正は、その積算根拠が崩れたといつてよいものであります。支援金1箇月分の不足は税率改定ではなく、療養給付費で賄うとしています。制度の改定があつたとしても、前年度と比較して、あまりにも少ない額で計上されていたのではないのでしょうか。医療費増加の根拠も含めて、国保会計を全面的に見直し、税率引き下げも含めた補正とすべきではなかったのかと考えます。

賛成討論

今回の補正予算の主たるものは保険給付費のほか、後期高齢者支援金の増額計上であります。この後期高齢者支援金の修正補正については、後期高齢者医療制度の設立初年度内の対応として、全くもって適正な事務対応であり、国保加入者及び当市の住民に何ら不利益、不具合を生じるものではありません。このことから、当初予算の編成がどんぶり勘定ではなく、必要に応じた慎重かつ的確な対応となる本補正は、地方自治法第218条の規定による適切な予算執行の証であったと十二分に理解するものであります。

また、財源についても政府による当該制度の備えにおいて十分な対応があり、後期高齢者支援金として自主財源を適切に振り替え、国庫金を給付費増加に充当するものであります。よって、担当部におかれましては、卑屈になることなく、引き続き事務対応に臨んでいただきたいと思います。

今後の当市国保税の適正課税のあり方については、誰しもが正しく納付すれば気兼ねなく安心して病院に通える国民皆保険制度に救済されていることを念頭に、各議員からの具体的かつ様々な提言を

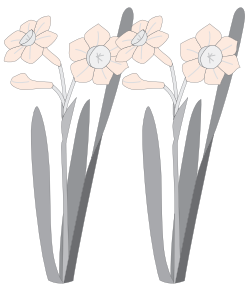
基に、当市のこれまでの経過や実情、さらには社会全体の構造改革と景気対策を十分踏まえ、数々の課題に処することが肝要であります。これらの対応として十分追隨していることから、賛成討論いたします。

○請願第4号 国民健康保険税引き下げを求める請願

賛成討論

国保税の大幅引き上げで、近隣市町村一高くなっただけではなく、県下一高くなっただけではありません。国保加入者からは納付書を見て初めて、あまりの引き上げ額の多いことに気がついたのではないのでしょうか。今回の請願には、短期間の取り組みにもかかわらず1,400筆を越える署名が寄せられたことは、あまりの引き上げに対する怒りの表れではないでしょうか。国保加入者の多くは収入が低い世帯であり、今回の引き上げによって一層払うことが出来なくなる加入者が増えることは明らかであります。まさに市民の暮らしと命を縮めるものであると考えます。収入の1割を超える国保税は、1世帯の家計においては支払能力を超えたものがあります。国保加入者は一般には自営業

者が多いといわれてきましたが、この間のリストラによる失業者や低賃金不安定雇用層が増加する中で、その構成が大きく変化しております。国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを法律で明確に目的にしております。国保は、他の被用者保険、他の公的医療保険に入らない、また、入ることの出来ない国民、市民の命を守るセイフティネット、いわば安全網の役割を担っているものであります。収納対策に全力を尽くすことは当然であります。その生活実態を調査し明らかにすべきだと思えます。と同時に、国庫支出金を削りに削ってきた国に対して、その負担割合を元に戻すよう、市は積極的に働きかけるべきであります。今、滞納と引上げの悪循環を断ち切るには、当面の措置として、一般会計からの繰り入れを増やし、支払可能な税額にすることです。



合併特例債事業等主要事業調査特別委員会報告

本委員会は、平成20年3月21日に付託され、平成20年5月29日・10月30日・12月18日に、慎重な調査を行いました。

本委員会としても、本格的な地方分権時代を迎え、自立した自治体運営が、行政運営の至上命題であることを十分認識した上で、審査においては、合併以降の環境変化や市民意識の変化などに配慮し、併せて、長期財政見込みを踏まえ、主要事業の見直しの審査を行いました。

調査の結果、「新市建設計画変更計画（案）」について、茨城県への事前協議並びに次期議会への提案について認めることに決定いたしました。

委員長 関 利夫
副委員長 桂木庸雄